

平成 22 年国勢調査結果における用語等の解説

I. 調査の時期

平成 22 年国勢調査は、平成 22 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われました。

II. 調査の対象

平成 22 年国勢調査は、調査時において日本国内に常住している者について行いました。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している者」とみなしています。

ただし、次の者については、それぞれ以下に述べる場所に「常住している者」とみなして、その場所で調査しています。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- (2) 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- (3) 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠のない者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しています。
- (4) 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- (5) 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

次に、日本国内に常住する外国人は基本的に調査の対象としましたが、以下の者は調査の対象から除外しています。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

Ⅲ. 調査事項

平成 22 年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

1. 世帯員に関する事項

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 現住居での居住期間
- (8) 5 年前の住居の所在地
- (9) 教育
- (10) 就業状態
- (11) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (12) 仕事の種類
- (13) 従業上の地位
- (14) 従業地又は通学地
- (15) 利用交通手段

2. 世帯に関する事項

- (1) 世帯の種類
- (2) 世帯員の数
- (3) 住居の種類
- (4) 住宅の床面積
- (5) 住宅の建て方

Ⅳ. 用語の解説

1. 人口

国勢調査における人口は「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。したがって、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している者」とみなしています。

2. 面積

統計表に記載している面積及び人口密度は、国土交通省国土地理院（以下「国土地理院」という。）が公表した平成 22 年 10 月 1 日現在の「平成 22 年全国都道府県市区町村

別面積調」によっています。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものです。

3. 年齢・平均年齢・年齢中位数

年齢

平成 22 年 9 月 30 日現在による満年齢（誕生日を迎えるごとに 1 歳を加える年齢の数え方）です。なお、平成 22 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は 0 歳としています。

平均年齢

平均年齢は、以下のとおり算出しています。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢（各歳）} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計}} + 0.5$$

なお、平均年齢に 0.5 を加える理由については、10 月 1 日現在の満年齢を用いて集計しています。つまり、10 月 1 日現在で X 歳と 0 日の人も、X 歳と 364 日の人も同じ X 歳として集計しています。そこで、平均年齢を算出する際、X 歳と 0 日から 364 日の人がいることを考慮し、平均である半年分を加えています。

年齢中位数

年齢中位数とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を 2 等分する境界点にある年齢のことをいいます。

4. 配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

区 分	内 容
未 婚	まだ結婚したことのない人
有配偶	届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人
死 別	妻又は夫と死別して独身の人
離 別	妻又は夫と離別して独身の人

5. 国籍

国勢調査では、国籍を「日本」のほか、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分しています。

6. 世帯の種類

国勢調査では、世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

一般世帯

一般世帯とは、次のものをいいます。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎，独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯

施設等の世帯とは、次のものをいいます。

寮・寄宿舎の学生・生徒

学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり（世帯の単位は棟ごと）

病院・療養所の入院者

病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり（世帯の単位は棟ごと）

社会施設の入所者

老人ホーム，児童保護施設などの入所者の集まり（世帯の単位は棟ごと）

自衛隊営舎内居住者

自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり（世帯の単位は中隊又は艦船ごと）

矯正施設の入所者

刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり（世帯の単位は建物ごと）

その他

定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など（世帯の単位は一人一人）

7. 世帯主及び世帯人員

世帯主

国勢調査における世帯主とは、収入の多少，住民基本台帳の届出等に関係なく，各世帯の判断によっています。

世帯人員

世帯を構成する各人（世帯主）を合わせた数をいいます。

8. 世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯をその世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいいます。なお、平成22年調査から、従来の「親族世帯」及び「非親族世帯」を「親族のみの世帯」及び「非親族を含む世帯」に変更しています。

区分	内容
親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
単独世帯	世帯人員が一人の世帯

また、「親族のみの世帯」については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

核家族以外の世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
 - ① 夫婦と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦と妻の親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
 - ① 夫婦と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦と妻の親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
 - ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
 - ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
 - ① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
 - ② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯

- ① 夫婦，子供，夫の親と他の親族から成る世帯
- ② 夫婦，子供，妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

9. 3世代世帯

「3世代世帯」とは，世帯主との続き柄が，祖父母，世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母），世帯主（又は世帯主の配偶者），子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち，3つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい，それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。

10. 母子世帯及び父子世帯

母子世帯

未婚，死別又は離別の女親と，その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がない世帯）をいいます。

父子世帯

未婚，死別又は離別の男親と，その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がない世帯）をいいます。

11. 高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯

高齢単身世帯

65歳以上の一人一人のみの一般世帯をいいます。

高齢夫婦世帯

夫65歳以上，妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいいます。

12. 住居の種類

一般世帯について，住居を次のとおり区分しています。

住宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）をいいます。一戸建ての住宅はもちろん，アパート，長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は，区画ごとに一戸の住宅となります。なお，店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれます。

住宅以外

寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や，病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物をいいます。な

お、仮小屋・天幕小屋等の臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

13. 住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

主世帯

「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯をいいます。

持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合。

なお、所有する住宅は、登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれます。

公営の借家

その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

都市機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれます。

民営の借家

その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合。なお、この場合、家賃の支払いの有無を問いません。

また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。

間借り

他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合

14. 延べ面積

「延べ面積」とは、各居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいいます。ただし、農家の土

間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれません。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含みません。

15. 住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分しています。

一戸建

1 建物が 1 住宅であるもの。

なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含みます。

長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入り口をもっているもので、いわゆる「テラスハウス」も含みます。

共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。

なお、階下が商店で、2 階以上が住宅になっている建物も含みます。

その他

上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

16. 人口集中地区

「人口集中地区」とは、市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上）が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が 5,000 人以上となる地域です。